

平成25年度 意匠

■問題文

意匠法における部分意匠制度について、以下の各設問に答えよ。

1. 部分意匠制度の概要について、制度趣旨及び公知の意匠と意匠登録出願に係る部分意匠との類否判断に言及しつつ、説明せよ。
2. **甲**は、平成25年1月25日に意匠に係る物品を「ゲーム機用コントローラ」とし、コントローラスティックの形状を「意匠登録を受けようとする部分」とする部分意匠**イ**を出願した。**乙**は、同年6月10日に自ら創作したゲーム機用コントローラの物品全体の形状に係る意匠**ロ**を出願した。部分意匠**イ**のコントローラスティックの形状は、意匠**ロ**のコントローラスティックの形状と同一であった。
ただし、いずれの出願も、優先権の主張を伴うものではなく、秘密意匠に係るものでもないものとする。
 - (1) 部分意匠**イ**が意匠登録を受け、平成25年5月30日に意匠公報が発行された場合、意匠**ロ**は、意匠登録を受けることができるか。関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
 - (2) 部分意匠**イ**が意匠登録を受け、平成25年7月1日に意匠公報が発行された場合、意匠**ロ**は、意匠登録を受けることができるか。関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
 - (3) (2)において、部分意匠**イ**及び意匠**ロ**がともに意匠登録を受けたと仮定した場合、**乙**が業として登録意匠**ロ**に類似する意匠の実施をしようとするときに留意すべきことを説明せよ。
3. パリ条約の同盟国に住所を有する**丙**は、平成25年1月25日にパリ条約の同盟国である**X**国において椅子の全体形状に係る意匠**ハ**の出願**A**をした。**丁**は、同年3月5日に我が国に意匠に係る物品を「椅子」とし、自ら創作した背もたれの形状を「意匠登録を受けようとする部分」とする部分意匠**ニ**を出願し、**丙**は、意匠**ハ**について、同年7月5日に我が国に出願**A**を基礎としたパリ条約に基づく優先権の主張を伴う出願をした。部分意匠**ニ**は、意匠**ハ**の一部と類似するものであった。
ただし、いずれの出願も、特に示した場合を除き、優先権の主張を伴うものではなく、秘密意匠に係るものでもないものとする。
 - (1) **丙**が我が国で意匠**ハ**について意匠登録を受け、意匠公報が発行された場合、部分意匠**ニ**は、意匠登録を受けることができるか。関係する条文を挙げつつ、説明せよ。
 - (2) (1)において、意匠**ハ**及び部分意匠**ニ**がともに意匠登録を受けたと仮定した場合、**丁**は、**丙**による登録意匠**ハ**の業としての実施に対し、意匠権の行使をすることができるか、説明せよ。

(100点)

■意匠法について

(1) 設問 1 について

今年は、意匠法の制度趣旨はこの 1 問だけでした。部分意匠制度の趣旨は、青本の記載に基づいて記載すれば良いでしょう。また、公地の意匠と部分意匠の類否判断についても、審査基準（71.4.2.2.1）に基づいて記載すれば良いでしょう。

(2) 設問 2（1）について

意匠口が出願される前に、部分意匠イの内容が、すでに発行された意匠公報に掲載されています。意匠公報には、コントローラスティックだけでなく、コントローラ全体の形状が掲載されていることに気付く必要があります。

(3) 設問 2（2）について

設問 2（1）と比較すると、意匠公報は意匠口の出願後に発行されています。したがって、特に検討すべき条文は、3 条の 2 と 9 条になりますが、意匠口は部分意匠イの一部ではなく、両者は方法・対象が異なるため、結局拒絶されないことを示せばよいでしょう。

(4) 設問 2（3）について

乙は登録意匠口についての意匠権者ですが、先願の部分意匠イが意匠登録を受けているため、両意匠権が抵触関係にある場合には、乙の実施が制限されます。そこで、乙の実施する意匠が、部分意匠イの類似範囲にあるか否かを検討し、さらに抵触関係にある場合には、ライセンス交渉・裁定まで検討できると良いでしょう。

(5) 設問 3（1）について

パリ 4 B の効果により、意匠ハについての出願日は、X 国の出願日として判断されることに気付ければ、あとは 3 条の 2 の適用について言及できると良いでしょう。

(6) 設問 3（2）について

設問 3（1）と同様、意匠ハについての出願日は、X 国の出願日で判断されるため、権利についてもパリ 4 B の効果が生じます。また、そもそも、意匠ニに係る意匠登録に無効理由が存在するので、権利行使が制限されることにも触れたいところです。

■模範答案

1. 設問1について
(1) 部分意匠制度の概要
部分意匠制度とは、物品の部分について意匠登録を受けることを認める制度である
(2条1項カッコ書)。ただし、組物の意匠については、部分意匠の登録は認められて
いない(2条1項カッコ書)。
(2) 部分意匠制度の趣旨
法上「物品」とは市場で流通する有体物であるとされていることから、従来独立して
取引の対象となり得ない物品の部分は、法上の「物品」ではなく、物品の部分に係る意
匠は保護対象とはなっていなかった。しかし、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意
匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣が増加し、十分にその投資を保護することができない
ものとなっていた。そこで部分意匠制度(2条2項カッコ書)が設けられた。
(3) 公知の意匠と意匠登録出願に係る部分意匠との類否判断
需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて(24条2項)、部分意匠と公知の意
匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。すなわち、①部分意匠の意匠
に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること、②部分意匠の
意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を
受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること、③
部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における
「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること、
及び④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の

形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする
部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は
当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること、である。
2. 設問2（1）について
(1) 意匠イに係る意匠公報が、意匠ロの出願前に発行されている。この場合、意匠イが意
匠ロに類似する場合は、意匠ロは法3条1項3号によって拒絶される（17条1号）。具
体的には、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて（24条2項）、①対比する
両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断、②対比する両意匠の形態の認定、③形態
の共通点及び差異点の認定、④形態の共通点及び差異点の個別評価、及び⑤意匠全体と
しての類否判断、の観点によって意匠ロが意匠イに類似する場合、意匠ロは法3条1項
3号によって拒絶される（17条1号）。
(2) 意匠ロが意匠イに類似しない場合であっても、意匠ロが意匠イに基づいて容易に創作
される場合、意匠ロは法3条2項によって拒絶される（17条1号）。
(3) 以上のように意匠ロが法3条1項3号又は2項に該当する場合、意匠ロは意匠登録を
けることができない（17条1号）。
3. 設問2（2）について
(1) 意匠イに係る意匠公報は意匠ロの出願前に発行されていない。このため、意匠ロが意
匠イを引例として法3条1項又は2項により拒絶されることはない。また意匠ロが意匠
イの一部と同一又は類似でない。このため、意匠ロが意匠イの出願によって法3条の2
に基づき拒絶されることはない。さらに意匠イと意匠ロとは意匠登録を受けようとする

方法及び対象が異なる。このため、意匠ロは意匠イに係る出願を先願として法 9 条 1 項
によって拒絶されることはない。
(2) 意匠ロにつき他の拒絶理由が存在しない場合、意匠ロは意匠登録を受けることができ
る。
4. 設問 2 (3) について
乙は、登録意匠ロに類似する意匠の実施をする権利を原則専有する (23 条本文)。た
だし、登録意匠ロに類似する部分の意匠権が、当該意匠登録出願の日前の出願に係る他
人の意匠権と抵触する場合、乙は、登録意匠ロに類似する意匠の実施をすることができ
ない (26 条 2 項)。この点、このような抵触が生じて、乙は、甲に対して通常実施権
の許諾について協議を求めることができ (33 条 1 項)、当該協議が不調又は不能の場合
は裁定の請求をすることができる (33 条 3 項)。このため、乙は、登録意匠ロに類似す
る意匠が甲の意匠イの意匠権と抵触する場合、甲に対して通常実施の許諾を求め、当該
協議が不調又は不能の場合は裁定の請求をすること (33 条 1 項、3 項) を留意すべきで
ある。
5. 設問 3 (1) について
(1) 出願 A と、丙の我が国の出願との間に行われた行為は、第三者のいかなる権利又は使
用の権能も生じさせない (パリ 4 条 B)。このため、丙の我が国の出願について、法 3
条の 2 の後願排除基準日は、出願 A の出願時が基準になるというべきである。
(2) 本問では、丁の部分意匠ニの出願は、出願 A の出願日後になされている (3 条の 2)。
丙の我が国の出願に係る意匠公報が、丁の部分意匠ニの出願後に発行されている (3 条

の２）。部分意匠ニは、意匠ハの一部と類似している（３条の２）。丙の我が国の出願
の出願人（丙）と部分意匠ニの出願の出願人（丁）とは異なる（３条の２）。
(3) 以上により、部分意匠ニは、丙の我が国の出願によって、法３条の２に基づき拒絶さ
れる（17条１号）。よって、部分意匠ニは、意匠登録を受けることができない。
6. 設問３（２）について
(1) 丙の我が国の出願は、パリ条約による優先権の主張を伴っている。このため、法26条
１項の適用にあたって、丙の我が国の出願における「意匠登録出願の日」とは、出願A
の出願日であると解するのが相当である（パリ４条B）。
(2) また丁の部分意匠ニの意匠登録は、法３条の２違反の無効理由を有する（48条１項１
号）。このため、丁は、部分意匠ニの意匠権を行使することができない（準特104条の
３）。
(3) 以上により、丙による登録意匠ハの実施が、丁の部分意匠ニの意匠権により、法26条
１項により制限されることはないというべきである。また部分意匠ニの意匠登録の無効
理由により、丁は、部分意匠ニの意匠権を行使することができない（準特104条の３）。
したがって丁は、丙による登録意匠ハの業としての実施に対して意匠権の行使をするこ
とはできない。
以上

